

デジタル税制議論と貿易戦争

東京財団政策研究所 研究主幹 **森信 茂樹**

デジタル技術の発達、モノをサービスに替え、消費者のいる市場国に根拠となる物理的な拠点（恒久的施設 PE）を置くことなく国境を超えるビジネス展開を可能にした。価値の源泉がハードウェアからソフトウェアへとシフトする中で、ソフトウェアの追加や更新が居住地国（企業所在地国）から市場国にオンラインで行うことが可能なため、デジタル後進国では税収不足が生じ、財政が不安定化した。ハードウェアとソフトウェアの分離というビジネスモデルは、AIやIOTの発達でますます加速する。わが国企業もIOTは得意分野で今後拡大が見込まれる一方で、GAFANAなどへの支払いでわが国のデジタル赤字は拡大、米国への付加価値の流出が続いている。

このような事態に対しOECD/G20は、BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトを立ち上げ、2021年に139か国・地域で構成される「包摂的枠組み」での合意を得た。売上が200億ユーロ（約3兆円）超かつ利益率が10%超の多国籍企業100社程度を対象に、利益率10%を超える超過利益の25%を売上に応じて市場国に配分するという内容である。物理的拠点をなくとも市場国で課税できる新たな国際課税ルールの創設で、ピラ

ーワン（第一の柱）合意と呼ばれている。

しかし今、この合意が米国議会の消極的な対応などにより頓挫しかけている。合意を実施に移すためには多国間条約の署名・批准が必要だが、目標の2024年6月末に間に合いそうもない。背景には米国の消極姿勢に加えグローバルサウス（新興国・途上国）の反対がある。

米国の消極姿勢の背景には、対象企業の50%程度を占める巨大多国籍企業の反対のロビー活動があり、バイデン政権は前向きな姿勢を示しつつも、条約批准の権限を握る議会が消極的な対応をとっているといわれている。グローバルサウスの方は、今回の合意では自国への税収配分が十分ではないというのが反対の理由である。

問題は、合意がされない場合に起こりうる事態だ。現在フランス、英国、イタリア、オーストリア、スペイン、インド、トルコの7か国には、一定規模以上の売上のあるプラットフォームサービスやオンライン広告の売上に2-3%を課すデジタルサービスタックス（以下DST）が導入されている。この税制は、ピラーワンの合意があれば取り下げられる暫定措置となっているが、合意が得られない場合には恒久化される。その場合には米国が反

発し、制裁関税の発動など貿易戦争がはじまりかねない。

DSTの問題は、売上税なので、法人税との二重課税になるという点である。もっとも、価格支配力の強いGAFAは、DSTを顧客に転嫁することが可能なので、その場合には市場国の消費者が負担するVAT・消費税の増税と同じ効果が生じる。またDSTは自国だけで導入できるので、国ごとに課税ベースや税率の異なる税制になり、デジタルビジネスが大きな混乱を招く可能性がある。さらにカナダなど他国の導入論にもつながっていく。OECDは、DST導入国が広がると世界経済の成長率は最大1%超押し下げると警告している。

かつて米国トランプ政権は、DSTに対抗してフランスのチーズなどの関税を引上げるとしてけん制したことがあるので、DSTが

恒久化すれば、制裁関税の発動など本格的な貿易戦争を招く可能性がある。ちなみにドイツはDSTを導入していないが、ドイツ車の米国輸出に対する制裁関税の発動を恐れていることとされている。

今後わが国でも、GAFAを念頭にDSTの導入を検討すべきという世論が生じることが予想される。筆者は、まずはOECDの場で、国際的な二重課税の調整のできる共通DSTのような税制の検討を始めることが望ましいと考えるが、わが国でもDSTのメリット・デメリット、損得について頭の体操をしておく必要があるようだ。



*訂正 第170話後段の「拠出金」は「支援金」でした。